



発行人／生活協同組合・消費者住宅センター
理事長 藤井 篤

T 164-0011 東京都中野区中央5-6-2 新中野ビル7F
TEL 03-5340-0620 (代表)
FAX 03-5340-0621
<http://www.iecoop.jp/>
E-mail:info@iecoop.jp



生活協同組合・消費者住宅センター

01 表紙

- 02 第45回通常総代会を延期
- 03 いま、生協の存在価値を改めて考える
- 04 令和2年度の熱中症予防行動・防災情報
- 05 現場訪問記
- 06 くらしの法律相談室
- 07 組合員のひろば
- 08 見学会・プレゼント



すべての人気がきれいな水を利用できるようにすることは、私たちが望む世界で暮らすために欠かせない要素です。地球上には、これを達成するのに十分な真水があります。しかし、経済の悪化やインフラの不備によって毎年、数百万人が水不足や劣悪な衛生状態に関連する疾病で命を失つており、しかも子どもはその大半を占めています。

水不足や劣悪な水質、衛生施設の不備は全世界で、貧困

社会の食料の安定確保、生計手段の選択、教育の機会に悪影響を及ぼしています。世界の最貧国の中には、干ばつに襲われ、飢餓と栄養不良がさらに悪化している国々もあります。

ま

2050年までに、4人に1人以上が慢性的または反復的な水不足を抱える国で暮らすことになると見られています。



目標 6

すべての人々に 持続可能な管理を確保する

目標 6(ターゲット)の 主な内容

- ・すべての人が、安全で安価な飲料水を得られるようにする。
- ・すべての人が、適切な下水施設や衛生施設を使えるようにする。
- ・汚染減少、投棄廃絶、有害物質放出の最小化、未処理排水の割合半減などにより、水質を改善する。
- ・水の利用効率を改善し、水不足に悩む人々を大幅に減少させる。

(国連・広報センターの記事より抜粋)

THE UNITED NATIONS

2030年に向けて世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS
2030年までの世界を
変えるための17の目標



第45回通常総代会を延期

2019年度決算報告

○総代会承認前ですが、決算の要旨は次の通りです。

第45回通常総代会は、6月13日開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、東京都内に「緊急事態措置」が発令され、外出自粛などが要請されたことにより、当生協も7割減の出勤体制というなか、総代会準備が整わないため、1ヶ月延期して、下記の通り、7月18日(土)の開催としました。

今年の総代会は新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないなかでの開催となり、「密集、密閉、密着」の「3つの密」を避け、感染リスクを極力減らす方策を取り、来賓を招かず、開催時間は40分程度の短時間とし、総代の実出席は、運営に必要な議長、議事運営委員、資格審査委員を担当していただく方に限定した最小人数とし、大半の総代には、「書面による出席」にて議決権の行使をお願いすることにしました。

1、日 時 2020年7月18日(土)
午後2時より2時40分(終了予定)

2、場 所 中野サンプラザ7F 研修室13

当日の結果は、「住宅生協だより秋号」に報告します。



- ⑤新しい事務局体制のもと、直営工事を拡充したことにより供給剩余率を改善したこと
- ⑥前年より、195万円経費を削減し、少なくなった事務局体制でも事業を伸ばせたことによるものです。

- ①何よりも組合員等からの紹介が広がり、利用結集が高まつたこと
- ②2018年の台風24号の被害から、補修ではなく建替えに切り替えた新築工事を1棟完成させたこと
- ③南部地区の塗装工事体制を拡充したことにより、塗装工事が事業全体をけん引したこと
- ④ハウスアドバイザー並びに協力業者の積極的な取組みが成果に表れたこと

第45期決算貸借対照表の要旨

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	52,510	流動負債	44,667
現金及び預金	12,566	工事未払	28,913
建築供給未収金	31,728	利用事業買受金	0
利用事業供給未収金	14	未成工事未払	1,000
未成工事支出金	75	その他	0
未収の引当金	6,199	固定負債	14,754
未収の貸倒れ	2,128	退職給付引当金	10,797
固定資産	△200	預り保証金	4,290
有形固定資産	9,936	負債合計	6,506
無形固定資産	848	純資産の部	55,464
その他固定資産	236	組合員出資金	70,865
関係団体出資金	8,852	損失	63,883
子会社等株式	2,340	純資産合計	6,982
差入保証金	5,000		
供託金	1,503		
	9		
資産合計	62,446	負債・純資産の合計	62,446

損益計算書の要旨

(2019年4月1日から2020年3月)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
高価金費用	454,572	高価金益用	375,729
原余	78,843	益失金	76,075
経余	2,768	利損	2,083
外外利	480	損失金	4,371
外外利	3	損失金	0
外外利	0	損失金	4,374
外外利	180	損失金	180
外外利	4,194	損失金	4,194
外外利	68,077	損失金	68,077
外外利	63,883	損失金	63,883

03 いま、生協の存在価値を改めて考える

いま、生協の存在価値を改めて考える

専務理事 大関恵士

新型コロナウイルス感染症の大流行に対し、世界90カ国350の医療関係団体や4、500人以上の個人が賛同し、日米を含む20カ国・地域（G20）の首脳宛に公開書簡を出しました。

公開書簡は、新型コロナ以前から地球温暖化がもたらす大気汚染、森林破壊、気候変動が人体をむしばんでいたこと、「現在進行中の悲劇は重層的であり、格差と公衆衛生システムの予算不足によって悪化している」ことを指摘しました。

そして、「真に健在な復興」のために、大気や水の汚染および気候変動をくい止め、もっとも脆弱な人々に気が配られ、だれも医療費が原因で貧困に追いやられることがないことを強調し、各国政府が経済対策を取るにあたり、「医療、交通、エネルギー、農業といった主要分野での投資では、健康の保護と増進がその中核に据えられなければならない」ことを提起しました。

従前の利益追求型の市場経済の復活ではなく、「真に健全な復興」が「新常態」となり、格差や貧困、不平等が是正され、「持続可能な開発目

標」（SDGs）の実現が加速される新しい社会に進むことを願わざにはいられません。

このようなか、「人と人との助け合い」「地域でのつながり」を大切にし、共助と協同の社会づくりを目指す生協の一つとして、「住宅生協」は住まいづくりを事業の中核に据えて活動し、今年で45年を迎えました。組合員の住まいの困りごとに、これまで以上に専門性を生かして、貢献できるように努めていかなければならぬと考えています。

世界の協同組合員数は10億人、私たち住宅生協の組合員は1万2千人ですが、一人一人が自ら出来ることから、まず一歩足を踏み出すことが必要ではないでしょうか。

住宅生協は「ろうきんエコブック」運動に参加しています。



1. 住宅生協

1. 事務局へお申込みを。

TEL. 03 (5340) 0620

2. 担当者が古本を収集にご自宅へ訪問します。
3. 生協でまとめて「ろうきん本部」へ送付します。

※収集できない本

週刊誌類、百科事典、カタログ類など。

ろうきん本部へ
本を送付



ろうきん

リ・ブック協議会を通じて
福祉施設へ寄贈



協議会に参加する
障がい者団体



- 古本の清浄・装てい作業の後、
その古本をインターネットで販売。
- 販売で得た利益は障がい者の
方々の工賃として還元されます。

令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



「新しい生活様式」における 熱中症予防行動のポイント

1 暑さを避けましょう

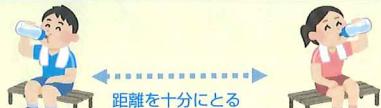
- エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- 暑い日や時間帯は無理をしない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日等は特に注意する



高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。
3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

2 適宜マスクをはずしましょう



- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給をしましょう

- のどが渴く前に水分補給
- 1日あたり1.2リットルを目安に
- 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう

4 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- 暑くなり始めの時期から適度に運動を
- 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル 4 で全員避難!!

逃げ遅れゼロへ！

次のような内容で自治体から/
避難行動を呼びかけます！

呼びかけの一例 警戒レベル 4 避難勧告の伝達文例

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

警戒レベルとるべき行動を端的に伝えます

■こちらは、○○市です。
■○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

避難勧告の発令を伝えます

■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
■○○地区の方は、速やかに危険な場所から全員避難を開始してください。

災害が迫切していることを伝えます

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

るべき行動を伝えます

[警戒レベル] で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期（6月ごろ）より、
[警戒レベル] を用いた

避難情報が発令されます。

市町村から [警戒レベル③、④] が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。

警戒レベル
1

警戒レベル
2

警戒レベル
3

警戒レベル
4

避難
高齢者等は

全員避難

危険な場所から

安全な場所へ
避難

心構えを
高める

避難行動の
確認

（気象庁が発表）（気象庁が発表）

避難に時間を
要する人は避難
(市町村が発令)

安全な場所へ
避難
(市町村が発令)

[警戒レベル⑤] (市町村が発令) は既に災害が発生している状況です。

内閣府(防災担当)・消防庁

vol.105
2020.07.01



04

介護保険を利用した手摺取付工事

【練馬区 青柳様邸】

今回は介護保険を利用した手摺取付工事をご利用いただいた青柳邸を訪問させていただきました。

ご夫妻ともに要介護認定を受けおられ、ケアマネージャーから介護保険を利用しての手摺の取付を提案され今回の工事に至つたとのことです。

生協消費者住宅センターは白蟻消毒でご利用いただいておりましたが、建築工事のご利用は今回が初めてとのことで、青柳様、地域包括支援センター及び生協消費者住宅センターの連携による工事となりました。ご夫妻そぞぞが20



万円の限度額をご利用できるので工事金額の中でのようすに介護保険を利用するかをケアマネージャーに提案してもらつたそうです。

その結果、室内階段の手摺については奥様の介護保険を利用し、屋外階段の手摺についてはご主人の介護保険を利用することとなりました。屋外階段はもちろんですが、2階が主な生活空間であるため室内階段も頻繁にご利用されることでした。また、将来的に電動車いすを利用するかもしれないため、それを見越し、ご主人は、かつてマーケティング調査のお仕事をされており、御本も執筆されていた活動的な方ですので、居住空間を整備して今後ますますご活躍されることを期待しております。

柳様に実際に手を添えていただき最も使いやすい位置に取付けました。また、壁に段差があったため、ベニス板を取り付ける箇所と取付けない箇所及びその厚さにも配慮しました。屋外手摺についても青柳様に高さを見ていただき、床タイルとの取り合い関係、電動車いすの動線等に配慮致しました。手摺をご利用いただき、末永くお元気でお暮しいただけることを願っています。

打合せをもとに室内、屋外階段とともに平面及び立面の詳細図面を起こし3者で何度もやり合わせをしていき最終決定に至りました。室内階段におきましては手摺が

担当者より

当初より青柳様、ケアマネージャー及び私の3者で打合せを行いました。まさに3者連携の工事となりました。

打合せをもとに室内、屋外階段とともに平面及び立面の詳細図面を起こし3者で何度もやり合わせをしていき最終決定に至りました。室内階段におきましては手摺が

途切れぬよう連続性を持たせ、青柳様はミサワ

大工さんをご利用されるそうですが、「生協の大工さんは上手でとても丁寧でした」とお褒めの言葉を頂き、また、手摺を付けてみて、「大変安心で快適な生活ができるようになりました」とのお喜びのお言葉も頂きました。

ご主人は、かつてマーケティング調査のお仕事をされており、御本も執筆されていた活動的な方ですので、居住空間を整備して今後ますますご活躍されることを期待しております。



岩丸郁也
（ハウスアドバイザー・一級建築士）

くらしの法律相談室

生協・消費者住宅センターの顧問弁護士宮地理子先生に「くらしの法律相談室」を担当して頂いています。素朴な疑問や困った問題など実際に対応した事案を紹介したいと思います。

Q 私（X 70歳）には妻（Y 60歳）と息子（B 30歳）がいます。2年前、息子（A）は結婚しましたが、結婚相手の女性と妻（Y）の折り合いが悪く、私たち夫婦と息子（A）との関係も疎遠になってしまっています。

私（X）の主な財産は、夫婦で居住しているマンション（時価3000万円）と預金3000万円です。

私が（X）が亡くなつた場合に備えて、遺言書を作ろうと思っています。35年連れ添つた妻（Y）には、私が（X）が亡くなつた後も現在のマンションに住み続けられるようにして、老後の生活資金も残したいです。息子（A）は就職して私の遺産に頼らなくてはやつていけると思うので、できるだけ妻（Y）に残したいのですがどうするのがいいでしょうか。

また、自筆証書遺言を利用しやすくなつたと聞いたのですが、どう変わつたのですか。

A 妻（Y）に居住マンションや老後の資金を残す方法について、相談をいただきました。

Xさんの相続人である妻（Y）さんと息子（A）さんが、法定相続分のとおり遺産を分割すると2分の1ずつとなるので、妻（Y）さんが時価3000万円のマンションを取得すると、3000万円の預金は、息子（A）さんが取得することになります。妻（Y）さんは、住む場所はあつても老後の資金を得られず、生活費が不足しそうで不安を感じるでしょう。

このような場合、息子（A）さんの遺留分4分の1（1500万円）を侵害しない限度で、妻（Y）さんに相続させる遺言を残す方法が考えられます。

また、この度（2020年4月1日施行）の改正で新設された「配偶者居住権」を、Xさんが妻（Y）さんに遺言で与える方法が考えられます。

配偶者居住権（長期）を取得した配偶者は、居住している建物に無償で一生の間住むことができます。そして、夫婦の婚姻期間が20年以上の場合、配偶者居住権について遺産の先渡しを受けたものと取り扱わなくてよいのです。

妻（Y）さんが配偶者居住権（長期）を取得し、配偶者居住権の評価額が1400万円とするとき、息子（A）さんが負担するマンション所有権1600万円を取得します。この場合、妻（Y）さんは、配偶者居住権を取得し、さらに法定相続分2分の1を取得するとしても2300万円の預金を取得することができるかもしれませんし、遺言でそれ以上の中金の預金を取得させることも可能です。

ど不確定な要素があります。また、妻（Y）さんが、将来マンションの居住をやめ、施設入所を希望するような事情の変更もあり得ます。

配偶者居住権を利用するかどうか、利用した場合の具体的なメリット、デメリットについては、弁護士などの専門家にご相談してみてください。

また、相続によりマンションの所有者として固定資産税を支払う等の義務を負います。

マンションの居住権を取得した妻（Y）さんは、配偶者居住権という負担付の関係を築いていくことが、この制度をうまく活用するポイントとなるでしょう。

自筆証書遺言については、「」の度（2019年1月13日施行）の改正で利用しやすくなりました。

これまで自筆証書遺言は、全文を手書きで作成するのが大変でしたが、遺言に添付する「財産目録」について、パソコンで作成したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を田録として添付したりしてよいことになりました。

そして、今年（2020）年7月10日から法務局で遺言書を保管していくはずが紛失してしまつたり、誰かが発見して書き換えてしまつたりする心配がありました。

この保管制度を利用すれば、遺言書の紛失や、遺言書の真贋の争いの心配がなくなります。遺言者が亡くなつた後、相続人や受遺者は、全国にある遺言書保管所で、遺言書が保管されているかどうかを調べること（遺言書保管事実の交付請求）、遺言書の写しの交付を請求する」と（遺言書情報証明書の交付請求）ができます。これらの請求がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に、遺言書を保管していることを通知します。遺言書保管所に保管されている遺言書については、自筆証書遺言に必要とされる家庭裁判所の検認の手続が不要となります。

宮地理子 顧問弁護士

＜略歴＞

2008年

弁護士登録、第二東京弁護士会所属、弁護士法人
東京フロンティア基金法律事務所

2010年11月～2014年4月

沖縄県石垣島にある八重山ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任

2014年5月～2015年3月

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2014年6月～

生協・消費者住宅センター 顧問弁護士

2015年4月～

弁護士法人アルタイル法律事務所



弁護士法人 アルタイル法律事務所

建築 / 不動産・賃貸借 / 相続

その他様々な分野のご相談、ご依頼をお受けしております。

住所：東京都新宿区四谷2-9 NK第7ビル6階

TEL：03-6380-5613 (月)～(金) 9:00～17:30

URL：<http://altair-law.com/>

お家の困ったことアンケート調査報告より（抜粋）

困っていることについて

- 屋根（瓦）が古くなつたこと。外回りの塗り替え（ベンキ）。
- 冬の隙間風 台風上陸時の雨戸のない窓の対策。
- 床下に取り付けてもらつたファンが古くなつたので取り替えてもらいたい。
- 前回（2013年）やつてももらつたシロアリ駆除もできたらお願いしたい。
- セキュリティ強化、省エネ、屋根。
- 2階トイレの老朽化による不調。
- 太陽光発電の固定価格買取期間（F-T）終了後のおすすめ。
- 年齢的に自宅のバリアフリー化をしないといけない。手摺等をつけたい。
- 現在は高齢で足腰が弱くなつてしまつたので、2階への上り下りを心配しています。
- 今年の台風シーズンに入つて雨漏りがするようになった。
- 瓦屋根の軽量化。
- 食器戸棚の扉がガタついている。食洗器の調子が良くない。トイレの扉が閉まりにくく。
- 水道管が古くなつていてる。
- 1階和室にカビが生えて困つていてる。
- 出窓のガラスが台風の時怖く感じています。
- 家全体の定期的な診断をしていただけます。
- ベランダ修理費用のお見積りをお願いいたしです。
- 床なり—床のリフォーム、屋根塗装、シロアリ。

■事務局 ■

昨年実施した組合員のアンケートでの記述して頂いた内容を一部抜粋しました。利用時期や利用回数は様々ですが、多くの「困りごと」のある方が、わかりました。これらの声に丁寧に応えることが住宅生協発展の鍵であると言えます。

- 風呂場のドアの下の溝の排水溝がどうも詰まつていてるようで、直し方がわかるといふなと思つてます。
- 風呂場のドアの下の溝の排水溝がどうも詰まつていてるようで、直し方がわかるといふなと思つてます。
- リフォームする場合の施工完成までの間借り住まいできるところを紹介していただきのでしょつか。
- リフォームする場合の施工完成までの間借り住まいできるところを紹介していただきのでしょつか。
- フローリングの一部が破損しかけている。2階への階段に手すりを個人（ロード）で取り付けたが、ぐらぐらしてきた。
- 一戸が壊れ気味。食洗機をやめたい。
- 一部の屋根瓦の表面が劣化している。外壁塗装。以上の費用についてどれくらいかかるか。
- シロアリ施工後点検終了後の再施工を一度飛ばしてしまった。再施工を検討したいと思つてます。
- アリが窓付近から多量に侵入してきて、対応に苦労しています。

不動産・マンションのご相談も、住宅生協へ

- 親から相続する、もしくは相続したが使う予定のない空き家・空き地の処分
- セカンドライフのための住み替えや買い替え
- 借地の契約、更新などの権利関係

「人生100年時代」といわれ、日本は世界一の長寿社会となりました。これまでになく将来的な生活設計を考えざるを得ない中、現在所有している不動産、相続で将来所有する予定の不動産など、いざという時のために事前に検討しておきましょう。住宅生協は宅地建物取引士を始め、弁護士、税理士、マンション管理士がワンストップでご相談に対応します。



お知らせ

□2020組合員紹介キャンペーン

住宅生協をご利用いただいたことを、お知り合いやお友達にお話しください。インターネットによるラインやフェイスブックが広がりをみせていますが、生協は口コミにより信頼の輪が広がることが一番です。

通常、ご紹介いただいた方が組合員になられたら500円のQUOカードを紹介者にプレゼントしていますが、2021年3月までの期間限定で、その方が40万円(税抜き)以上の工事をご利用いただきましたら、4,000円相当の自然災害被災地復興支援商品を合わせてプレゼントいたします。

□住所変更の届出を

センターだよりは年3回から4回発行しています。情報伝達や組合員の交流という媒体としての役割に留まらず、郵送することによって組合員さんの所在確認の意味も含まれています。住所変更がありました遅滞なく生協の事務局へご連絡ください。

